

国立大学法人東京農工大学入学試験委員会細則の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>(審議事項) 第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。 (1) (略) (2) 本学で実施する <u>大学入試センター試験</u> に関する基本的事項に関すること。 (3)～(9) (略)</p>	<p>(審議事項) 第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。 (1) (略) (2) 本学で実施する <u>大学入学共通テスト</u> に関する基本的事項に関すること。 (3)～(9) (略)</p>	

附 則

この細則は、令和2年11月1日から施行する。